

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の手続きの運用を定めました

震災等の災害時に、緊急用ポンプ等を用いて臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵したり取り扱う場合は「**仮貯蔵・仮取扱いの承認申請**」が必要となります。

※仮貯蔵・仮取扱いとは

指定数量（例：灯油1,000リットル以上）以上の危険物の貯蔵や取扱いは、許可を受けた施設等以外では禁止されています。ただし、事前に消防署長の承認を受けた場合は、10日以内の期間、仮に貯蔵し又は取り扱うことができることとなっています。

震災等で申請を行ういとまがない場合は、**事前に管轄の消防署と協議を行った場合に限り**、電話等による口頭の承認→事後の申請という方法が可能です。

協議の際には

計画の概要を添えて、管轄する消防署に2部持参してください。

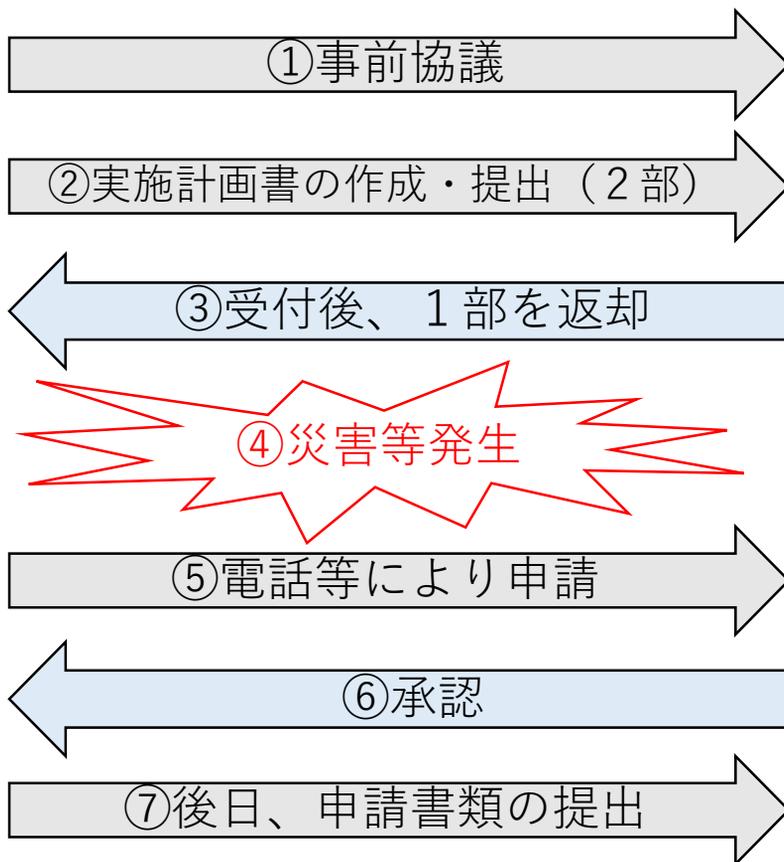
※計画の内容によっては、協議を複数回行う場合もございますのでご了承ください。



協議の流れは次のページへ



事業所等



消防署

《事前協議が必要と思われる事例（例）》

- ドラム缶による燃料の貯蔵及び取扱い
- 移動タンク貯蔵所等による燃料の給油・注油等
- 緊急用ポンプを用いた、地下タンクからの燃料抜き取り及び給油行為等

お問い合わせはこちら

東消防署予防課	TEL:092-683-0119	城南消防署予防課	TEL:092-863-8119
博多消防署予防課	TEL:092-475-0119	早良消防署予防課	TEL:092-821-0245
中央消防署予防課	TEL:092-762-0119	西消防署予防課	TEL:092-806-0642
南消防署予防課	TEL:092-541-0219		